

[事案 2024-265] 新契約取消請求

・令和7年12月4日 和解成立

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

受け取る金額が支払った金額を下回ることがないと誤信して契約したこと等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年9月に契約した変額保険について、令和6年8月に解約し解約返戻金が支払われたが、以下の理由により、契約を取り消して既払込保険料と解約返戻金との差額を返還してほしい。

- (1) 募集人が何度もしつこく来て、契約数が少ないので何とかお願いしますと契約を迫られたため、やむを得ず契約をした。
- (2) 募集人は、本契約について、貯金なので損をすることはないと言っており、きちんとした説明もなく契約させられた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人代表者と2回の面談を行い、パンフレット、運用レポート、設計書等を用いて、契約内容を説明した。募集人が、本契約が貯金であるとの説明をした事実はない。
- (2) 募集人は、9月になると被保険者の年齢が上がるため、申立人代表者に対して、8月中の申込みを勧めたことはあるが、顧客に対して今月の成績が少ないのでなどと述べて、募集したことはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集の経緯等を確認するため、申立人代表者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本契約は、変動リスクのある保険であり、内容もやや複雑なものであるため、募集人からの30分程度の2回の説明だけで、申立人代表者が契約内容を十分に理解できたかという点については疑問が残る。また、申立人は、少なくとも令和5年8月までは、本契約への加入について消極的であったにもかかわらず、30分程度の2回の説明で本契約の締結に至っている。募集人の事情聴取からは、その間に募集人が申立人の保険に関する意向を把握しようとしたという事情は見出し難く、申立人の意向把握が十分になされていなかった可能性は否定できない。
- (2) 申立人代表者は、募集人が何度もアポイント無しで来訪しており、申立人事務所の駐車場で待ち伏せされたこともあると陳述しており、募集人も、直接訪問をして面談の約束を取り付けたことがあり、申立人代表者の車があるか確認するために申立人事務所の敷地にあ

る駐車場に入った旨を述べており、両者の陳述内容は、概ね合致している。募集人の行為が不適切であるとまでは言えないものの、募集人の行為にやや強引な面があったことは否定できない。